

データ資料28 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(平成31年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2 鉱物・ 土石 堆積場	3 ベルト コンベア ・ バケツト コンベア	4 破碎機 ・ 摩砕機	5 ふるい	合 計	工場 ・ 事業場数	2 混合機	合 計	工場 ・ 事業場数
乙 訓	向 日 市			6			6	2			
	長 岡 京 市			7	1		8	2			
	大 山 崎 町				1		1	1			
	小 計			13	2		15	5			
山 城 北	宇 治 市		2	45	16	6	69	4			
	城 陽 市		2	20	1		23	4			
	久 御 山 町										
	八 幡 市		2				2	2			
	京 田 辺 市		3				3	2			
	井 手 町			1			1	1			
	宇 治 田 原 町										
	小 計		9	66	17	6	98	13			
山 城 南	木 津 川 市										
	笠 置 町										
	和 東 町			13	1		14	1			
	精 華 町			4			4	1			
	南 山 城 村										
	小 計			17	1		18	2			
南 丹	亀 岡 市		3	66	29	24	122	8			
	南 丹 市		1	12	1	1	15	3			
	京 丹 波 町			12	2	3	17	1			
	小 計		4	90	32	28	154	12			
中 丹 西	福 知 山 市		17	37	19	7	80	13			
	小 計		17	37	19	7	80	13			
中 丹 東	舞 鶴 市		29	45	15	9	98	12			
	綾 部 市		2				2	2			
	小 計		31	45	15	9	100	14			
丹 後	宮 津 市		11	93	1		105	4			
	京 丹 後 市		4	2	2		8	2			
	伊 根 町										
	与 謝 野 町					1	1	1			
	小 計		15	95	3	1	114	7			
計			76	363	89	51	579	66			
京 都 市			12	78	19	17	126	21			
合 計			88	441	108	68	705	87			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。